

事務連絡  
平成23年2月21日

内閣官房 情報公開法改正準備室  
担当官殿

外務省大臣官房外交記録・情報公開室

「行政機関の保有する情報の公開に関する法律等の一部を改正する法律（案）」  
について（意見）

2月14日付けで協議を頂いておりました標記法律案について、当省からの再々質問に対する貴室回答を踏まえ、別添のとおり追加意見（11条1項に関する意見、及び11条3項に関する追加の意見（赤字部分））を提出いたしますので、よろしくお取りはからい願います。

なお、当省からの意見に対する貴室の回答によっては、さらに追加の意見を提出する可能性があることについて念のため申し添えます。

（了）

**11条1項 11条延長**

**【意見】**

「開示請求に係る行政文書が著しく大量」かどうかの判断は、現行法と同様、「一件の開示請求に係る行政文書の物理的な量とその審査等に要する業務量だけによるわけではなく、行政機関の事務体制、他の開示請求事案の処理に要する事務量、その他事務の繁忙、勤務日等の状況をも考慮した上で判断される」との基準に基づき行われるものとするを明らかにされたい。

**【理由】**

「行政透明化検討チームとりまとめ」では、「開示請求に係る行政文書が著しく大量」かどうかの判断は、「一件の開示請求に係る行政文書の物理的な量とその審査等に要する業務量だけによる」ものとして、限定することとされているが、同解釈を採用することとする場合、運用上、情報公開以外の業務の遂行に甚大な支障を生じることになるとともに、開示決定期限を遵守できない案件が発生することも予想されるため、万が一同解釈が採用されることとなる場合には、他の規定の変更等を要求する必要がある（たとえば、10条2項で認められる延長期限の限界を30日より多い日数とする、開示請求量に制限を設ける等）。貴見によれば、「開示請求に係る行政文書が著しく大量」かどうかの判断は、「行政透明化検討チームとりまとめ」や各省庁の意見を踏まえ、今後検討していくこととされている由だが、上記理由に照らして、本件解釈の内容については速やかに、現行解釈を維持する旨を明らかにされたい。

**11条3項 11条延長みなし不開示**

**【意見】**

本項の削除を求める。

**【理由】**

貴室によれば、本規定の導入により、「開示請求者は、期限（期間）を超過しても開示決定等がされない状況を回避し、期限（期間）を超過した段階で不開示決定があったものとみなして、これについて不服申立て又は訴訟の提起を行うことが可能となる」とのことであるが、期限超過は11条2項の違反であるから、現行規定においても、開示請求者は行政不服申立て法に基づく不作為の申立てを通じて権利利益の救済を図ることが可能であり、本規定の導入によっ

て追加的に救済される利益があるとは言えないから、本規定を導入する必要性はない。

また、開示決定期限内であっても、「一年以内の政令で定める期間」を超えた場合には不開示決定を行ったものとみなすことができるとの改正があるが、大量請求に一定の制限を設けていない現状では、行政機関は、開示決定までに1年超を要する請求にも対応する必要があり、請求量に応じて一年超の期間に開示決定を行うことも認められている。このため、みなし不開示により不服申し立てや訴訟に持ち込まれた場合、行政側は、鋭意開示に向けて努力している旨を説明するだけであり、請求者側はみなし不開示をしたところで情報をより迅速に得られることになるわけではない。これまでの累次の質問によっても本改正により得られる法益について説明がなく、改正の理由が見当たらない。

また、行政機関では不服申し立てや訴訟への対応業務が発生するから、人的資源の投入が行われない限り、開示決定が遅れることになり、請求者の利益が損なわれることはあっても救済されるものはない。審査会や裁判所等の業務の増加も勘案すれば、本改正は行政コストの増加を招く一方で請求者の権利利益の救済にはつながらないから、同改正は受け入れられない。

さらに、貴見によれば、みなし不開示により不服申し立てを提起された場合、行政機関の長は、「予納があった日から開示決定等をする日までに要すると認められる期間」として設定した期間の妥当性等について主張するのではない、とのことであり、その場合、行政機関の長は法5条各号の不開示事由への該当性を陳述することになると考えられるが、この場合、法が1年以上の開示決定期限を設けることを認めているにもかかわらず、政令で定める1年以内の期間に不開示該当性を説明しなければならない状況におかれることになるから、そのような全く不合理な制度は受け入れることができない。

なお、万が一、本項が維持されることとなる場合には、行政機関の長は、最終決定までに法11条3項の「1年以内の政令で定める期間」より長い期間を要する開示請求があったときは、開示請求者に対し、最終決定までに要する期間が当該「1年以内の政令で定める期間」以内になるように請求内容を変更することを求めることができることとする、同一請求者ないし同一請求者とみなしうる複数の請求者が、一定の期間内に行う請求については一件の請求とみなすことができる等の規定を追加することを主張する権利を留保する。

(丁)